

令和8年度西尾市要介護度等改善促進事業について

高齢者の自立に資する質の高いサービスを提供している介護サービス事業所の取組を評価し、その努力に報いるという観点から予算の範囲内において報奨金を交付することで、運営資金面における支援のほか、介護従事者の改善意識向上に伴う定着率の向上、市内の介護サービス提供体制・水準の向上を図ることを目的としています。

1 交付対象

令和8年4月1日（以下「基準日」とする。）において、介護報酬におけるADL維持等加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定している事業所

2 交付額

1事業所につき20万円

3 申請方法

交付申請書兼請求書にご記入のうえ、電子メールで提出してください。

複数の該当事業所を運営している法人は、事業所ごとに交付申請書兼請求書の作成が必要です。

4 申請期間

令和8年5月1日（金）から令和8年5月29日（金）まで

5 交付決定

交付対象要件及び交付申請書類の審査を行い、適当と認めた事業所に対して、令和8年6月中に報奨金の交付決定通知の送付と報奨金の交付をします。

※予算の都合上、交付決定が遅れる場合があります。